

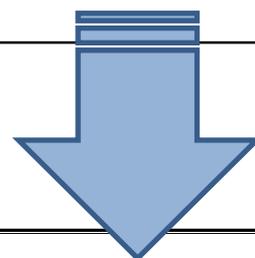
(別添)

平成 25 年 12 月 12 日
財 務 省

国家公務員宿舎使用料の見直しについて

「国家公務員宿舎の削減計画」に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて
(平成 24 年 11 月 26 日公表)

- 宿舎に係る歳出に概ね見合う歳入(使用料収入)を得る水準まで使用料の引上げを行う。
(注)「使用料の詳細は、引上げ実施時期が近づいた段階で、その時点の歳出・地価の動向等を踏まえて算定」、「当時の試算では、概ね 2 倍弱の引上げ」とされていた。
- 宿舎使用料の引上げ時期については、平成 26 年 4 月から開始。
- 激変緩和措置として、2 年ごとに 3 段階で引上げを実施。



国家公務員宿舎使用料の具体的な取扱い

1. 歳出に概ね見合う使用料収入の水準

宿舎削減計画実施後(平成 28 年度以降)の宿舎に係る歳出に概ね見合う歳入としての使用料(宿舎及び駐車場使用料)収入は 500 億円程度(現行の算定方式に基づく使用料収入(300 億円程度)の約 1.7 倍)。

(注)宿舎削減計画実施後の宿舎に係る歳出は 540 億円程度と見込まれるところであるが、国家公務員宿舎法第 15 条に基づき、借家権相当額を控除すると 500 億円程度となる。

2. 円滑な引上げ実施のための政策的対応

① 地方部(地方(※)における人口30万人未満の市町村(県庁所在地を除く))に係る宿舎使用料の引上げについて、現行水準の1.3倍を上限。

- 地方部は、周辺民間住宅賃料が比較的安いいため、使用料の大幅な引上げを行えば多くの退去者が発生する可能性。

(※) 現行の基準使用料の算定において、「その他の地域」に区分されている地域。

② 単身赴任先の宿舎使用料は、概ね現行水準並に抑制。

- 単身赴任先及び赴任元の二重生活への配慮。

③ 災害発生時等の即応態勢を確保するため、無料宿舎制度を拡充。

- 居住の義務化を前提に、官署からの距離要件を緩和(現行「100m未満」→「概ね2km以内」: 徒歩30分で官署に参集可能な都心の危機管理用宿舎並び)。

(注) 上記①②の対応を行うと、使用料収入は460億円程度となる見込みであり、これは現行の使用料収入の約1.5倍。

3. 平成26年4月、28年4月、30年4月に、3分の1ずつ引上げを実施することとする(激変緩和措置)。

また、激変緩和措置の期間中、使用料引上げが公務に及ぼす影響等を把握し、必要に応じて、所要の見直しを検討する。

(注) 平成26年1月中を目途に、同年4月の引上げ分等に係る関係政省令を制定予定。

〔参考1〕 見直し後（平成30年4月以降）の宿舎使用料の水準

○ 東京23区の場合

区分		新築～15年			築26年（宿舎全体の平均）			
		現行	引上げ後	引上げ額	現行	引上げ後	引上げ額	
独身用	新築～5年	12,900 円	16,700 円	3,800 円	8,600 円	13,400 円	4,800 円	
	5～10年	11,600 円		5,100 円				
	10～15年	10,500 円		6,200 円				
世帯用	係長補佐	新築～5年	60,000 円	17,000 円	27,900 円	48,100 円	20,200 円	
		5～10年		38,400 円				21,600 円
		10～15年		34,800 円				25,200 円
	幹部	新築～5年	139,400 円	47,300 円	65,700 円	116,300 円	50,600 円	
		5～10年		84,000 円				55,400 円
		10～15年		77,600 円				61,800 円

○ 地方部（人口30万人未満の市町村（県庁所在地を除く））の場合

区分		新築～15年			築26年（宿舎全体の平均）			
		現行	引上げ後	引上げ額	現行	引上げ後	引上げ額	
独身用	新築～5年	7,900 円	9,400 円	1,500 円	3,700 円	4,800 円	1,100 円	
	5～10年	6,600 円	8,600 円	2,000 円				
	10～15年	5,600 円	7,200 円	1,600 円				
世帯用	係長補佐	新築～5年	33,800 円	5,200 円	13,500 円	17,500 円	4,000 円	
		5～10年		23,900 円				7,200 円
		10～15年		20,400 円				6,000 円
	幹部	新築～5年	65,400 円	11,600 円	27,400 円	35,600 円	8,200 円	
		5～10年		45,700 円				13,800 円
		10～15年		39,300 円				11,800 円

○ 駐車場使用料（平面駐車場）

	現行	引上げ後	引上げ額
東京23区内の場合	5,000 円	15,400 円	10,400 円
人口30万人未満の市町村の場合	2,400 円	3,300 円	900 円

（注1）平成26年4月、28年4月、30年4月に3分の1ずつ引上げを実施

（注2）百円単位で端数整理

〔参考2〕 国家公務員宿舍法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、国が国家公務員等に貸与する宿舍の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もつて国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

（無料宿舍）

第十二条 無料宿舍は、次に掲げる職員のうち政令で定める者のために予算の範囲内で設置し、無料で貸与する。

- 一 本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務、通信施設に関連する非常勤務又はこれらと類似の性質を有する勤務に従事するためその勤務する官署の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない者
- 二 研究又は実験施設に勤務する者であつて継続的に行うことを必要とする研究又は実験に直接従事するため当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならないもの
- 三 へき地にある官署又は特に隔離された官署に勤務する者
- 四 官署の管理責任者であつて、その職務を遂行するために官署の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならないもの

2 （略）

（有料宿舍）

第十三条 有料宿舍は、次に掲げる場合において、公邸又は無料宿舍の貸与を受ける職員以外の職員のために予算の範囲内で設置し、有料で貸与することができる。

- 一 職員の職務に関連して国等の事務又は事業の運営に必要と認められる場合
- 二 職員の在勤地における住宅不足により国等の事務又は事業の運営に支障を来たすおそれがあると認められる場合

(有料宿舎の使用料)

第十五条 有料宿舎の使用料は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第十八条第一項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して政令で定める算定方法により、各宿舎につきその維持管理機関が決定する。

2 ~ 5 (略)

(宿舎の明渡し等)

第十八条 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、その者(その者が第二号の規定に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時においてその者と同居していた者)は、その該当することとなつた日から二十日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、その維持管理機関の承認を受けて、その該当することとなつた日から、公邸及び無料宿舎にあつては二月、有料宿舎にあつては六月の範囲内において当該維持管理機関の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。

一 職員でなくなつたとき。

二 死亡したとき。

三 転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなつたとき。

四 当該宿舎について国等の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。

五 国において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。

2 ~ 5 (略)